「ミーナの恵み」ブランド認定制度実施要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、南知多町の豊かな自然や文化などに育まれてきた素材と、優れた技術・技法から生み出された数多くの町産品の中から、特に優れたものについて、南知多町産業振興協議会（以下｢協議会｣という）が認定を行う（「ミーナの恵み」ブランド認定制度）にあたり必要な事項を定め、「ミーナの恵み」ブランドを南知多町のブランドとして確立し、優良産品の更なる育成を図るとともに、町内外へその魅力を発信する。併せてブランド認定を目指した取組みを促進することにより、本町の認知度の向上、観光物産の振興、事業者の意欲の高揚、地域産業の活性化を図ることを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定め

　るところによる。ただし、協議会が特に認めた場合は、この限りではない。

1. 町産品　原則として南知多町内で生産あるいは製造された、農林水産物、

　　加工食品、工芸品又は工業製品をいう。

（２）事業者　農業、水産業、食品加工業もしくは製造業を営む個人、法人又

　　はこれらを営む者で組織される法人もしくは団体であって、原則として町

　　内に住所又は主たる事業所を有するものをいう。

（３）認定　原則として事業者からの申請に基づき、認定基準に適合する町産

　　品に対し「ミーナの恵み」ブランドとして認めることをいう。

　（認定審査委員会の設置）

第３条　協議会は、ブランド認定を適切かつ円滑に行うため、審査機関として

　「ミーナの恵み」ブランド認定審査委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。

２　認定委員会は、協議会の会員の中から会長が選任するほか、必要に応じて会員外から選任することができる。

３　認定委員会は、審査のため必要に応じて関係者の出席を求め、その説明又

　は意見を聞くことができる。

４　認定委員会の事務処理は、南知多町産業振興課が行う。

５　前各号に定めるもののほか、この委員会の運営に関し必要な事項は、別に

定める。

　（認定の対象）

第４条　認定の対象は、主たる原料に町産品を使用した加工品とする。ただし、平成２８年３月３１日までに認定されたものは除く。

（認定基準）

第５条　「ミーナの恵み」ブランドとして認定する基準は、次に掲げるとおり

とする。

（１）必須要件

　① 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法

　 規を遵守していること。

　② 業界での製造基準、表示基準を満たしていること。

　③ 公序良俗に反するものでないこと。

　④ 原則として、販売開始から３年を経過しており、十分な販売実績がある、

または、年々販売実績が拡大していること。

（２）認定基準

　① 南知多町らしさ

本町の風土と歴史に育まれた南知多町ならではの魅力あるもの。

　② 独自性

他に類を見ない独自のもの、又は類似のものに対して優位性を主張で

きるもの。

　③ 信頼性

品質を維持・向上するための裏づけがあり、信頼性を確保できるもの。

　　④ 市場性

　　　 町内外の市場への安定供給、拡大に向けた取り組みを積極的に展開して

いる。

　　⑤ 将来性

「ミーナの恵み」ブランドとして認定することにより、南知多町の知名

　　　 度や認知度の更なる向上につながると期待できる。

　（認定の申請資格）

第６条　認定の申請を行うことができる者は、町内で町産品を生産、加工製造している個人、企業、団体等で、次に掲げる基準に適合する者とする。

　 （１）「ミーナの恵み」ブランド化に意欲的であり、前条第１号の必須要件

　　　を満たしていること。

　 （２）前条第２号の認定基準及び別に定める認定基準の運用を理解してい

ること。

（認定の申請）

第７条　「ミーナの恵み」ブランドの認定を受けようとする者（以下「申請者」

　という。）は、「ミーナの恵み」ブランド認定申請書（様式第１号）に必要書

　類を添付して協議会に提出しなければならない。

２　申請者は申請にあたって、事実と異なった内容等の不誠実行為を行っては

　ならない。

３　「ミーナの恵み」ブランド認定申請は、申請期限を設けず、随時受付とする。ただし、９月末までに申請があったものは、当該年度に審査し、それ以降に申請があったものは翌年度の審査とする。

４　「ミーナの恵み」ブランド認定申請は１事業者あたり１商品までとする。

　（申請内容の審査等）

第８条　協議会は、申請内容について認定基準に適合するかどうか認定委員会に審査を依頼する。

２　認定委員会は、申請者に対し、必要な場合は現地等での調査・確認を行うことができる。

３　認定委員会は、申請者に対し、審査に必要な資料の提出を求めることができる。

　（審査結果の報告）

第９条　認定委員会は、審査結果を協議会に報告する。

　（認定の決定）

第10条　協議会は、認定委員会からの審査結果に基づき、認定の可否を決定する。協議会会員の４分の３以上が認定を可と認めるときは、協議会は認定を決定し、当該申請者に対して「ミーナの恵み」ブランド認定書（様式第２号）を交付するものとする。

２　協議会は、認定しないと決定したときは、その理由を付して当該申請者に対して通知するものとする。

　（認定の表示）

第11条　認定を受けた町産品に、「ミーナの恵み」ブランドの認定マークを表示することができる。

２　認定マークの基本規格は、「ミーナの恵み」ブランド（別表）のとおりとする。

３　認定マークは、認定を受けた「ミーナの恵み」ブランド以外に表示してはならない。

４　認定マークを使用するときは、「ミーナの恵み」ブランド使用届（様式第３号）をあらかじめ協議会に届け出るものとする。

５　協議会は、認定マークの使用状況について、必要に応じて報告を求め、検査を行うことができる。

　（認定を受けた事業者等の責務）

第12条　認定品を生産、加工製造する事業者等（以下「認定事業者」という。）

　は、常に認定基準に適合するように努めるとともに、「ミーナの恵み」ブランドのイメージを損なうことのないよう誠実に対応しなければならない。

２　認定事業者は、毎年度３月末までの認定マークの使用実績等を、「ミーナの恵み」ブランドマーク使用実績報告書（様式第４号）により、協議会に５月末日までに報告しなければならない。

　（認定の有効期間）

第13条　「ミーナの恵み」ブランド認定の効力は、認定証を交付した日から発生し、有効期間は交付の日から起算して３年間とする。

２　継続して再認定を希望する認定事業者は、認定期間満了２カ月前までに、協議会に更新申請を行うものとする。

　（認定の取り消し）

第14条　協議会は、前条の規定にかかわらず、認定品が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

　（１）認定基準を満たさなくなったとき。

　（２）虚偽の申請により認定を受けたとき。

　（３）認定事業者の廃業、倒産、破産等により、当該認定品を生産できなく

なったとき。

　（４）認定事業者が認定の取り消しを申し出たとき。

　（５）その他本制度の運用に重大な支障を来たす行為があったとき。

２　前項の規定により認定を取り消したときは、「ミーナの恵み」ブランド認定

　取消書（様式５号）により当該事業者等に通知するものとする。

３　認定を取り消した日から起算して３年間は、当該処分を受けた者からの認

定の申請を受け付けないものとする。

　（認定内容の変更）

第15条　認定事業者は、認定された内容について、次のいずれかに該当する変

　更が生じたときは、遅滞なく認定申請事項変更届（様式第６号）を協議会に提出しなければならない。

　（１）認定事業者等の名称及び代表者の氏名が変更されたとき。

　（２）認定事業者等の構成員に著しい変更が生じたとき。

　（３）認定基準に適合しない状況に至ったとき。

　（４）その他認定申請事項変更届の提出が必要と認める事由が生じたとき。

２　協議会は、認定内容の変更が認定基準に著しく適合しないなど、認定の継続が適当でないと判断したときは、前条の規定を準用して認定を取り消すことができるものとする。

　（損害に対する責任）

第16条　協議会は、「ミーナの恵み」ブランド推進事業に関するいかなる損害

　に対しても、その責任を負わない。

　（その他）

第17条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成２６年１月９日より施行する。

　この要綱は、平成２８年１１月１日より施行する。

**「ミーナの恵み」ブランド認定基準**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 視　点 | 認　定　基　準 | 採　点 |
| １．南知多町らしさ【20点】 | ・生産、製造等に南知多町の土壌・水・気候条件・素材等が十分活用されている。・南知多町が連想される取り組みやエピソード、南知多町ならではの自然、歴史、風土、文化等に根ざしたストーリーがある。・伝統的製法、技術が活用されている。・生産、製造、流通、販売を通して南知多町のイメージアップに貢献している。 | ５　４　３　２　１５　４　３　２　１５　４　３　２　１５　４　３　２　１ |
| ２．独自性【20点】 | ・商品特性（品質、形状、機能、味、色など）において、類似品の産品と比較して大きな優位性、差異性がある。・生産方式や販売方法、出荷時期などに工夫がある。・市場取引により観光誘客の促進につながる見込みがある。・関連産業への波及効果や地域雇用の促進につながる見込みがある。 | ５　４　３　２　１５　４　３　２　１５　４　３　２　１５　４　３　２　１　 |
| ３．信頼性【20点】 | ・優れた技術により高品質な産品を生産・製造するとともに、出荷に当って産品の厳選を行っている。・生産履歴記帳、残留農薬検査など安全に関する検査体制が確立されている。・事業者の責任所在が明確化されている。・愛知県・全国レベルでの顕彰歴があるなど客観的に高い評価を受けている。 | ５　４　３　２　１５　４　３　２　１５　４　３　２　１５　４　３　２　１　 |
| ４．市場性【20点】 | ・町内外の市場への安定供給又は市場における産品の価値向上に努めている。・供給量の維持・拡大に向けた取り組みを積極的に展開している。・販売拠点の整備など町内外の消費者が購入しやすくなるような取り組みを行っている。・市場の拡大に向け、広報活動に積極的に取り組んでいる。 | ５　４　３　２　１５　４　３　２　１５　４　３　２　１５　４　３　２　１ |
| ５．将来性【20点】 | ・町民に支持されている、又は支持される見込みがある。・生産・製造量の維持・拡大、品質の向上など今後の生産や製造におけるビジョンが明確で、その実現性が高いと認められる。・ブランド力の向上や販路の拡大など今後の流通販売戦略が明確で、その実現性が高いと認められる。・意欲や熱意を持って生産・製造、販売等を行っており、今後の事業展開に期待が持てる。 | ５　４　３　２　１５　４　３　２　１５　４　３　２　１５　４　３　２　１ |

総合得点　　 　/100

採点　５特に優れている、４優れている、３普通、２やや劣る、１劣る